

# なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

11月号

今月の特集②  
社会保険加入調査の強化

今月の数字  
<2,447>

## ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、  
特定社会保険労務士の中尾です。



11月に入り寒い日が増えてきました。  
急に寒くなると体調を崩すことが多くなります。  
風邪もそうですが、インフルエンザやノロウィルスも増えますので、  
手洗いやうがいなどを習慣づけなければいけませんね。



顧問先さまには、このほかに「毎年恒例『年末調整』」  
などの特集を配信させていただいております。

ちよつと一服  
さかなコーナー  
鯺(鱧)  
「消えつつある宝石」

## 今の特集②：社会保険加入調査の強化

最近、年金事務所の社会保険加入調査がよく行われています。定期調査も4年に1回されることが明言されており、その他にも年に1回の算定基礎届と同時に調査が行われることがあります。

### ★なぜ調査が強化されるのか？

年金だけではなく健康保険財政も逼迫していることもありますが、加入している会社と加入していない会社との**不公平是正**も大きな理由の一つとなっています。

建設業などで社会保険の未加入対策が厳しくされているのですが、社会保険に加入していると、会社の保険料負担が増えるので、経費(法定福利費)が多かかります。すると加入していない会社の経費との差が出てしまいます。すると、入札などで社会保険に加入していない会社は安く入札できますので有利になってしまいます。

このような「『正直者がバカを見る』ようなことは許されない。」というもの役所が調査を厳しくしている理由に挙げられています。

### ○公共事業参加企業における各保険加入割合

保険の種類	雇用保険	健康保険	厚生年金
企業別	95%	89%	89%
労働者別	75%	61%	60%

※公共事業労務費調査(平成24年10月調査)における社会保険加入状況調査より

### ○建設業における社会保険未加入事業者対策の概要

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について。(の概略)

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、保険未加入企業が存在することから、**労働者の公的保障が確保されず**、若年入職者減少の一因となっているほか、**法令を遵守する企業ほど競争上不利になる**という状況が生じています。

このため、社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、**不良不適格業者の排除**に取り組み、公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

(H24.5.1:国土交通省土地・建設産業局)

このように、国も社会保険未加入問題に対して本格的に動いてきています。調査に入られて、あれこれ指摘をされ是正勧告を受けてからではなく、その前に何らかの手を打つことが最善策です。

### ★パートだから社会保険に入らなくてもいいの？

また、加入義務者に対する加入調査が厳しくなっています。

「うちは、正社員はみんな社会保険に入っているから大丈夫。」と思われる事業主さまも多いのですが、実は、パート・アルバイトでも社会保険に加入しなければならない場合があります。

週30時間以上のパート・アルバイト。これは「正社員の3/4以上の者は加入義務がある。」と言うことより、1日8時間、週40時間のフルタイムの人の3/4の人である週30時間以上の人も加入が必要となります。

「アルバイトやパートだから社保には入らなくてもいい。」と言うものではありませんので、加入忘れのないよう注意が必要です。

社会保険加入などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

(C) 2013. なかお事務所 All Rights Reserved

# 今月の数字 < 2 4 4 7 >

この数字は、平成24年度11月におけるノロウィルスの患者数です。  
下の表を見ていただければ分かるように、ノロウィルスの患者数は11月から急激に増えますので、手洗いなどの予防が重要となります。  
また、不特定多数の人が触れるドアノブなどを塩素系消毒液で消毒することも効果的です。

## ★ノロウィルスに感染するとどんな症状になるのか？

潜伏期間(感染から発症までの時間)は24～48時間で、主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度です。通常、これら症状が1～2日続いた後、治癒し、後遺症もありません。また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

## ★ウィルスの感染経路

このウィルスの感染経路はほとんどが経口感染で、右のような感染経路があると考えられています。

- ✓ 患者の吐ぶつから人の手などを介しての感染
- ✓ 家庭や職場などでの飛沫感染等の直接感染
- ✓ 感染者が調理したものなど、汚染した食品を食べたことによる感染

## ○平成24年におけるノロウィルスの患者発生数

H24年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
患者数	2,594	987	2,168	666	49	261	307	19	92	384	2,447	7,658

## ちょっと一息さかなコーナー

淡水の冬の小物釣りというとタナゴです。

小さい沼地や用水路などで釣ります。田園風景の中で、日永一日のんびりと、のどかな風景を楽しみながら釣るという感じです。



タナゴは、群れを成して生活をします。特に冬になると大きな群れを作ります。食性は、動物性プランクトンや小さい水生昆虫などを食べています。成長しても体長約10センチくらいですからとても小さいです。

体もそうですが、特に口が小さく極小の針を使います。釣り界で最小だと思えます。

タナゴは、カラスガイやドブガイなどの二枚貝に卵を産み付けるという珍しい魚です。また、タナゴは日本の固有種とされていて、なかでもミヤコタナゴ、イタセンパラ、は天然記念物に指定されています。

しかし残念ながら、外来魚の影響や生活の場である用水路が無くなるなどの影響で、最近数が激減してしまい、絶滅危惧種(環境省のレッドリストで絶滅危惧種(B類・EN))に指定されている魚です。

平たい魚体と鮮やかな模様のもとても綺麗な魚です。なので、観賞用に飼われることが多いのですが食べることは少ないです。

## 編集後記

ここ数年、秋が無いような気がします。夏からいきなり冬になる感じです。

夏物のスーツを仕舞ったら、すぐにコートを着る気がします。秋の清々しい天気と陽気はどこに行ってしまったのでしょうか…。

今年の秋は、台風が多く各地で甚大な被害が出ました。秋はいい季節なのに今年に限っては、大変な季節になってしまいました。

(平成25年11月号)



なかお事務所  
特定社会保険労務士・行政書士  
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28  
和智ビル603

メール: [info@nakao-jimusho.com](mailto:info@nakao-jimusho.com)  
H P : <http://nakao-jimusho.com>  
T E L : 048-476-5753



# 手洗いの手順

かならず手を洗いましょう。

- ◆ トイレに行ったあと
- ◆ 料理の盛付けの前

- ◆ 調理施設に入る前
- ◆ 次の調理作業に入る前



時計や指輪はずしたのを確認する



ひじから下を水でぬらす



手洗い石けんをつけて



よく泡立てる



手のひらと甲 (5回程度)



指の間、付け根 (5回程度)



親指洗い (5回程度)



指先 (5回程度)



手首 (5回程度)  
腕・ひじまで洗う



水で十分にすすぎ



ペーパータオルでふく  
(手指乾燥機で乾燥する)  
タオル等の共用はしないこと



蛇口栓にペーパータオルをかぶせて栓を締める



アルコールを噴霧する\*  
(水分が残っていると効果減)



手指にすり込む (5回)

3～9までを2回くり返す

2回くり返し、菌やウイルスを洗い流しましょう。

\*アルコールはノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。